

令和4年度 第1回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

諮 問 3

【個人情報保護制度に関する事務の改善】（総務課）

- (1) 「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」の
制定について
- (2) 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直し
について



加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加総発第228号

令和4年8月12日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 角 田 守 良



個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第37条第2項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 個人情報保護に係る事務処理の区分
個人情報保護制度に関する事務の改善

2 諮問内容

(1) 「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について

現在、当市の個人情報保護制度は、「加須市個人情報保護条例」の規定に基づき、適正に運用しているところです。

この度の「個人情報の保護に関する法律」の改正により、令和5年4月1日から全国的に個人情報保護制度が運用されることとなりますが、一部の事項については、改正後の法の規定に基づき、条例で定めることとされている事項と、地方の実情に応じて条例で定めることができるとされている事項があるため、これらの事項について、当市がどのように条例に定め、又は定めないかを検討する必要があります。

つきましては、当市において、改正法の施行に関し必要な事項を定めるため、「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」を作成しましたので、当該条例（案）の内容につきまして、御審議をいただきたく諮問するものです。

なお、現行の「加須市個人情報保護条例」の規定の大部分については、改正後の法と同内容又は同趣旨となっていることから不要となるため、新条例の附則において、現行条例を廃止するとともに、関係条例についても、現行条例の廃止に伴う規定の整備をすることとしています。

(2) 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直しについて

これまで貴審議会への諮問案件のほとんどは、当市が様々な事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う場合に、個人情報の保護を適正に行うため、「加須市個人情報保護条例」に基づき、その都度、貴審議会の意見を聴くことが必要とされていたものとなっております。

改正法の施行後は、審議会への諮問事項は、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要である場合に限られ、個別の案件について審議会の意見を聴くことを必要とするものを条例に定めてはならないとされており、貴審議会が担任してきた事務の多くが廃止され、貴審議会の事務量が大幅に減少することが見込まれます。

今後の事務の中心が単なる報告案件となり、そのためだけに貴審議会を単独の機関として引き続き設けておく実益が乏しいと考えられることから、貴審議会を廃止するとともに、貴審議会の廃止後において、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に諮問する必要がある場合については、「加須市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問するという見直しを実施することについて、御審議いただきたく諮問するものです。

なお、貴審議会への報告事務については、法定事項ではなく、当市の裁量の範囲で実施しているところですが、貴審議会の廃止後においても、市のホームページでの公表に替えることにより、引き続き制度の運用に関して透明性の確保に努めることとしています。

3 所管課
総務課

「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」 の制定に向けて協議すべき事項について

令和4年8月
総務部総務課

■目次

I 総論	
1 背景	1
2 今後のスケジュール	2
3 改正法と条例の関係	3
II 協議事項 ①（条例で定めなければならない事項）	
1 開示請求等の手数料の額	4
2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料	6
III 協議事項 ②（条例で定めることができる事項）	
1 「条例要配慮個人情報」の規定	7
2 「個人情報取扱事務届出書」の規定	9
3 情報公開条例との整合を図るための「不開示情報」の規定	11
4 手続に関する規定	
<1> 個人情報ファイルの保有に関する届出	14
<2> 開示決定等の期限に関する規定	16
<3> 制度の運用状況の取りまとめ・公表	18
5 審議会等への諮問に関する規定	19
IV 協議事項 ③	
・ 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直し	20
V 個人情報保護制度に係る規律の体系	
・ 体系表	24

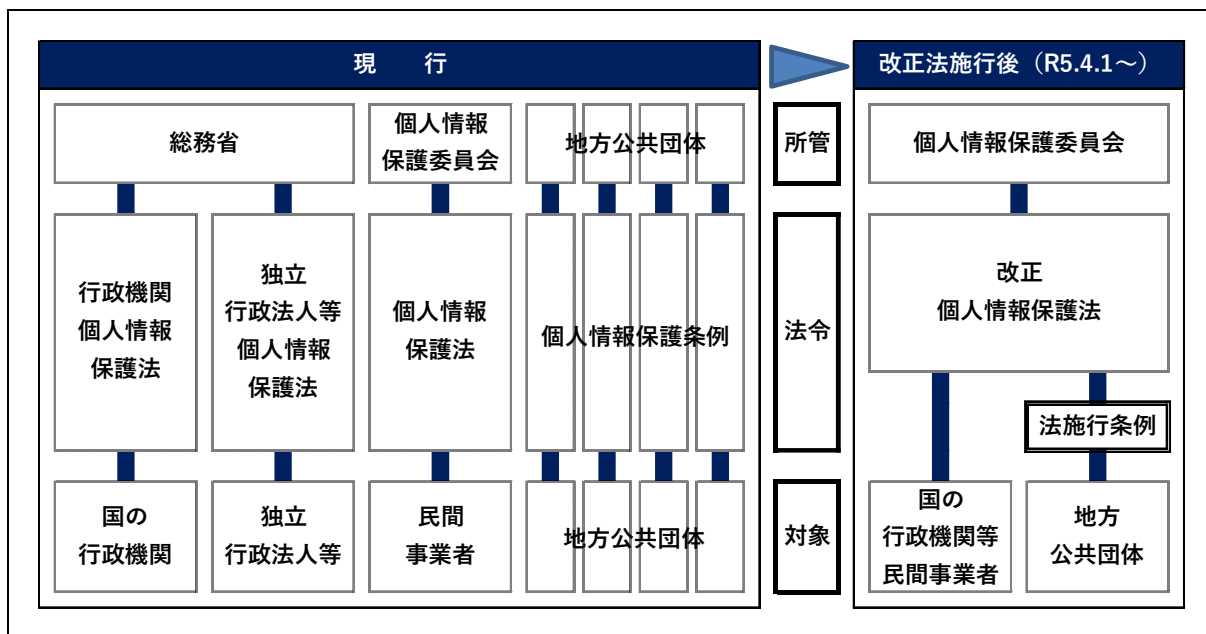
I 総論

1 背景

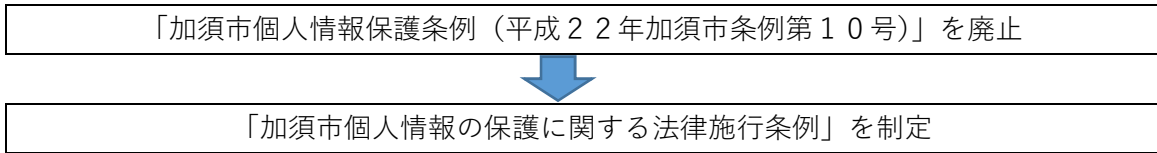
- 合併前の1市3町では、それぞれ個人情報保護条例を制定し、合併後の本市においても平成22年3月23日に「加須市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）」が施行され、今日まで各実施機関において個人情報の適正な管理等に努めてきたところである。
- 他方で、国においては、社会全体がデジタル化する中で「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図り、また、個人情報保護に関する国際的な制度調和を図ることで、日本の成長戦略と整合させるべく、いわゆる「デジタル改革関連法案」において「個人情報の保護に関する法律」が大幅に改正され、令和3年5月19日に公布された。
- 改正後の「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」の概要は次のとおり。

- ・ 国の行政機関、独立行政法人、民間事業者を規律する3本の法律を1本の法律に統合
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国共通ルールを規定
- ・ その上で、法律の範囲内で、必要最低限の独自の保護措置を許容
- ・ 全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ・ 令和5年4月1日から全面施行

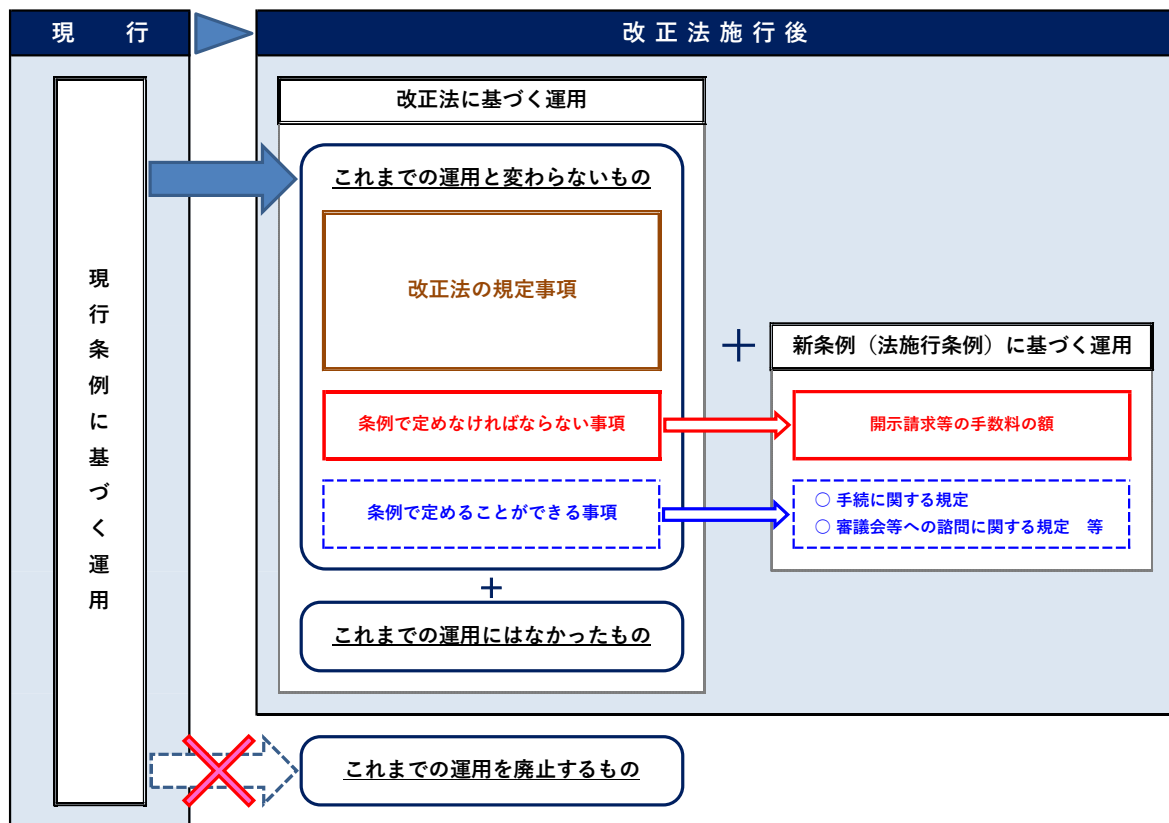
<参考> 個人情報保護制度見直しの全体像



- 改正法の施行後は、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることとなり、現行条例は不要となるが、一部の事項については条例で定めなければならないものと、地方の実情に応じて条例で定めることができるとされているものがある（次ページ参照）ため、この点について、本市においてどのように条例に定めるか、あるいは定めないかを検討する必要がある。



<参考>個人情報保護制度の運用の見直しイメージ



2 今後のスケジュール

- 令和4年 8 月 議案調整会議（9月議会）
第1回 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会（諮問）
- 令和4年 9 月 第2回 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会（答申）
「新条例案」作成終了
➡（必要に応じて）新条例案に係る地方検察庁との事前協議
- 令和4年11月 議案調整会議（12月議会）
- 令和4年12月 市議会に「新条例議案」を提案
- 令和5年 3 月 「加須市情報公開・個人情報保護制度 運用の手引」改訂
- 令和5年 4 月 「新条例」 施行

3 改正法と条例の関係

< 国のガイドライン (11) >

【条例で定めることが想定される事項】

- ・ 開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【条例で定めることが許容されている事項】

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

【条例で定めることが許容されない事項】

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）
- ・ 法と重複する内容の規定

< 国の事務対応ガイド (9-5) >

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・ 改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・ 目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・ 開示請求等の手続について改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

II 協議事項 ①（条例で定めなければならない事項）

1 開示請求等の手数料の額

(1) 協議内容

開示請求等の手数料の額をいくりにするか。

(2) 現行

手数料は、無料としている。

写しを交付する場合は、実費相当額を徴収している（次ページ(5)参照）。

(3) 事務局案

結論	開示請求の手料は <u>無料</u> とし、写しの交付の費用及び送料を実費相当額として徴収する旨を併せて条例に定める。 保有個人情報の訂正・停止・削除の請求も同様とする。 なお、電磁的記録媒体（CD、DVD等）による写しの交付については、交付方法そのものが情報化の進展状況に左右されるものであることから、具体的な交付方法及び実費相当の額は、規則で定めることとする。
理由	○ 開示請求については、現在手数料を徴収していない。開示請求に係る職員の事務は、改正法施行後においても現行の運用と変わらないことから、新たに手数料を徴収すべき事情がない。 ○ 請求者にとっての利用のしやすさを考慮すると、現行の実施相当額と同額とすることが望ましい。 ○ 本市の情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡が図られる。

(4) 関係条文

<改正法第89条>

- | |
|---|
| 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手料を納めなければならない。
3 前2項の手料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 |
|---|

<国のガイドライン（7-1-13）>

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。
--

(5) 本市の手数料等（現行）

区 分		加須市（現行）		埼玉県（現行）		国の行政機関				
開示請求手数料		無料		無料		1件 300円				
オンライン開示請求		未対応		未対応		1件 200円				
根拠		加須市行政資料の写しの交付に係る実費徴収規則		公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示		行政機関の保有する情報の公開に関する法律 施行令				
写しの 交付	紙	白黒	A3以下	1枚 10円	A3以下	1枚 10円	A3以下	1枚 10円		
			その他	実費相当額	A2	1枚 40円	A2	1枚 40円		
		カラー	A3以下	1枚 30円	A3以下	1枚 20円	A1	1枚 80円	A1	1枚 80円
			その他	実費相当額			A3以下	1枚 20円	A2	1枚 140円
	電磁的記録	紙に出力した上で、 上記紙の区分と同額		FD	1枚 40円	CD	1枚 100円	DVD	1枚 120円	
				CD	1枚 60円	その他		様々		
				実費相当額		実費相当額		（規定なし）		
	その他		実費相当額		実費相当額		（規定なし）			
閲覧		無料		無料		100枚ごとに100円				
送付		実費相当額		実費相当額		実費相当額				

(6) 改正法施行後における徴収額

区 分		改定（案）		現 行	
写しの交付	紙（白黒）	1枚 10円〔変更なし〕		1枚 10円	
	紙（カラー）	1枚 <u>20円</u>		1枚 <u>30円</u>	
	電磁的記録	<u>CD 1枚 100円</u> <u>DVD 1枚 120円</u>		未対応	
閲覧		無料〔変更なし〕		無料	
送付	郵便	実費相当額〔変更なし〕		実費相当額	
	オンライン	無料 （添付ファイルの加工に費用がかかる場合は実費相当額）		未対応	

2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料

(1) 協議内容

ア 行政機関等匿名加工情報を使用する事業の提案を受けるかどうか。

※改正法の経過措置（附則第7条）により、都道府県・指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

イ アを実施する場合、行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料をいくらにするか。

(2) 現行

行政機関等匿名加工情報を使用する事業の提案募集を実施していないため、手数料を定めていない。

(3) 事務局案

結論	ア 行政機関等匿名加工情報を使用する事業の提案募集は実施しない。 イ 手数料に関する規定も定めない。
理由	○ 提案募集制度の導入については、改正法の規定により任意とされたことを踏まえ、現時点においてニーズが十分に見込めるとは言い難いことや加工にどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があることから、経過措置期間中又はニーズが発生するまでの間は、提案募集の実施を見送る。

(4) 行政機関等匿名加工情報制度の概要

○ 「行政機関等匿名加工情報」とは…

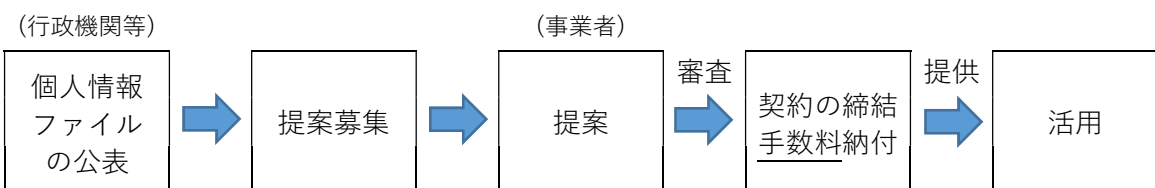
行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（改正法第60条第3項）

○ 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表

- ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル
- ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
- ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの

○ 事業者等から提案があった場合、提案内容を審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供（改正法第112条～第116条）

■提案募集の流れ



Ⅲ 協議事項 ②（条例で定めることができる事項）

1 「条例要配慮個人情報」の規定

(1) 協議内容

法定の「要配慮個人情報」とは別に「本市独自の要配慮個人情報」を規定するかどうか。

(2) 現行

市の条例で定めている「要配慮個人情報」は、次のア～サのとおりとなっており、これらは、改正法及び政令に規定する「要配慮個人情報」と一致している。

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 人種 |
| イ | 信条 |
| ウ | 社会的身分 |
| エ | 病歴 |
| オ | 犯罪の経歴 |
| カ | 犯罪により害を被った事実 |
| キ | 心身の機能の障害があること |
| ク | 健康診断等の結果 |
| ケ | 医師等により指導、診療、調剤が行われたこと |
| コ | 刑事事件に関する手続が行われたこと |
| サ | 少年の保護事件に関する手続が行われたこと |

なお、現行条例においては、「要配慮個人情報」の収集に一定の制限を設けている。

(3) 事務局案

結論	本市独自の「条例要配慮個人情報」は、 <u>定めないこととする</u> 。
理由	<p>○ 改正法の趣旨を踏まえ、条例要配慮個人情報に係る制限規定を設けることができない点を考慮すると、保護水準を条例要配慮個人情報だけ引き上げるというところまで至らないのであれば、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められない。</p> <p>○ なお、「要配慮個人情報」の定義については、法と現行条例で一致しており、そのことにより現行条例の運用において支障は生じていない。</p>

(4) 関係条文

<改正法第2条第3項>

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

<改正法第60条第5項>

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※ 具体的には、LGBTQに関する事項、生活保護の受給歴、成年後見人等の該当歴などが該当すると考えられる。

(5) 留意事項

<国のガイドライン（4-2-6）>

- 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。
- 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

2 「個人情報取扱事務届出書」の規定

(1) 協議内容

法定の「個人情報ファイル簿」とは別の「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成するかどうか。

(2) 現行

現行条例に基づき、「個人情報取扱事務届出書」を作成している。「個人情報ファイル簿」は作成していない。

(「個人情報取扱事務届出書」と「個人情報ファイル簿」の比較については、次ページ(5)参照)

(3) 事務局案

結論	法定の「個人情報ファイル簿」とは別の帳簿（従来の「個人情報取扱事務届出書」）は、 <u>作成しないこととする</u> 。
理由	○ どのような個人情報の集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセスを容易にするという法の趣旨に照らすと、その役割としては法定の「個人情報ファイル簿」で充足すると考えられ、重複して別の帳簿を管理する必要はない。

(4) 関係条文

<改正法第60条第2項>

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

<改正法第75条>

1 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(5) 「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務届出書」の比較

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務届出書
根拠	改正法	現行条例
目的	保有する個人情報の存在及び概要を明らかにし透明性を図り、利用目的ごとの適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにする。	市民に対し個人情報取扱事務の内容を明らかにするとともに、審議会に報告し、当該事務の適正な運営に資する。
作成単位	個人情報ファイルごと	個人情報を取り扱う事務ごと
主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイルの名称 ・個人情報ファイルの利用目的 ・個人情報ファイルの記録項目 ・個人情報の収集方法 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の名称 ・個人情報取扱事務の目的 ・個人情報の記録項目 ・個人情報の収集方法 など
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市では作成していない。 ・国の行政機関は保有するときは個人情報保護委員会に通知 ・国の行政機関は作成、HP で公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときに、各課が事務局に届出 ・事務局が審議会に報告 ・事務局が情報公開コーナーに配架

↓ 今後は…

作成・公表	《原則》しなければならない (本人の数が 1,000 人以上の場合)	《任意》することができる (作成・公表するときは条例の定めが必要)
-------	---------------------------------------	--------------------------------------

3 情報公開条例との整合を図るための「不開示情報」の規定

(1) 協議内容

法定の「不開示情報」とは別に情報公開条例との整合を図るための「不開示情報」を規定するかどうか。

(2) 現行

現行条例で定めている「不開示情報」は、次のア～オのとおりとなっており、これらに該当する個人情報（オを除く。）は、改正法施行後においては、同法の規定に基づき、引き続き「不開示情報」となる。

- | |
|---|
| ア 法令等の規定により開示することができないもの |
| イ 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの |
| ウ 開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかなもの |
| エ 開示することにより、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの |
| オ 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上開示しないことが必要であると認めたもの |

(3) 事務局案

結論	情報公開条例に規定する「非公開情報」との整合を図るための「不開示情報」の規定は、 <u>定めないこととする</u> 。
理由	<ul style="list-style-type: none">○ 現行の加須市情報公開条例に規定する「非公開情報」と改正法に規定する「不開示情報」を比較すると、同条例では「法令等の規定により公にすることができないとされている情報」を非公開としているのに対し、改正法では、当該情報の開示・不開示についての制限規定はない。なお、それ以外の項目については、同条例と改正法で整合が図られている。○ 「法令等の規定により公開できないとされている情報」は、新条例にあえて規定するまでもなく、他の法令等の規定が適用され、不開示となることから、新条例における規定は不要と考える。○ また、情報公開条例では、公開決定時点で非公開情報であったものも、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開する旨を定めているが、改正法では当該規定を定めていない。○ 期間の経過により不開示情報に該当しなくなった情報については、その時点で改めて開示請求の手続を行った上で、開示すれば足りることから、新条例における規定は不要と考える。

(4) 関係条文

<改正法第78条>

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

<国のガイドライン（7-1-4）>

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、
- ①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、
 - ②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。

(5) 改正法と加須市情報公開条例の不開示（非公開）情報の比較

No.	改正法の不開示情報	加須市情報公開条例の非公開情報
1	(規定なし) ➡ 他の法令等の規定を適用	法令等により公にすることができないとされている情報
2	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	(情報公開制度においては、本人の情報も個人情報に該当するため、非公開)
3	開示請求者以外の個人に関する情報	
4	法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供された情報	
5	(国の機関が対象) 国の安全が害されるおそれ、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利を被るおそれがある情報	(本市は対象外)
6	(国の機関・都道府県が対象) 犯罪の予防・鎮圧、捜査・公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	(本市は対象外)
7	市及び国等の内部・相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与えるか不利益を及ぼすおそれがある情報	
8	事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	
9	市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成・取得した情報であって、公にすることにより、協力・信頼関係を不当に損なうおそれがある情報	
10	人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	
11	監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報	
12	契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報	
13	調査研究に係る事務に関する情報	
14	人事管理に係る事務に関する情報	
15	独立行政法人等の経営上の正当な利益を害するおそれがある情報	(本市は該当なし)
16	(規定なし) ➡ 不開示情報に該当しなくなった時点で改めて開示請求の手続をとる。	非公開情報であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開する。

4 - < 1 > 手続に関する規定 【個人情報ファイルの保有に関する届出】

(1) 協議内容

個人情報ファイルの保有に当たり、市内部の手続を設けるかどうか。

(2) 現行

現行条例に基づき、個人情報を取り扱う事務を行う場合は、当該事務の所管課は、「個人情報取扱事務届出書」を総務課に提出することとなっている。

個人情報ファイルの保有に関する手続は設けていない。

(3) 事務局案

結論	個人情報ファイルの保有に係る市内部の手続（保有課から総務課への届出）を設けることとする。
理由	<ul style="list-style-type: none">○ 改正法に基づき、市（総務課）は、個人情報ファイルについて、帳簿を作成し、公表する必要がある、当該作成・公表に係る業務の円滑な遂行を図るとともに、現行の「個人情報取扱事務届出書」と同様の管理体制を維持するため、個人情報ファイルの保有課から総務課への届出の手続を設ける。○ 国の行政機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報保護委員会へ通知するという手続をとっており、市も同様の運用を図る。

(4) 関係条文

<改正法第74条第1項>

行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項〔略〕を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

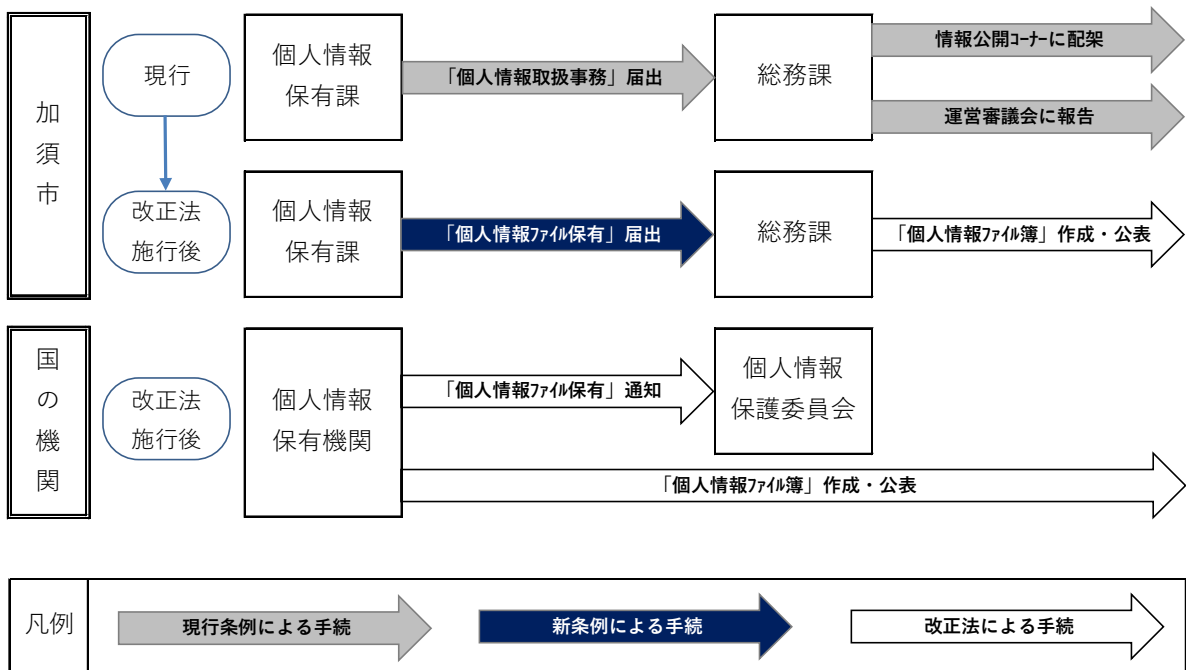
<改正法第75条第1項>

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

<国のガイドライン（11）>

単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

■ 手続のイメージ



4 - < 2 > 手続に関する規定 【開示決定等の期限に関する規定】

(1) 協議内容

開示決定等の期限を法定どおり「30日」にするか、現行と同じ「15日」にするか。

(2) 現行

現行条例に基づき、開示決定等の期限は、請求があった日から15日以内としている。

(3) 事務局案

結論	「開示決定等の期限」を現行と同じ「15日」とし、法の規定より短い期間とする特例を定めることとする。
理由	<ul style="list-style-type: none">○ 期限が現行よりも伸びることは、市民サービスの低下となることから、現行と同様の日数とすることが望ましい。○ 開示決定等の期限を15日としている現行の運用について、特に支障が生じていない。○ 大量の情報に係る開示請求等がされた場合でも、現行どおり延長による対応が可能である。○ 情報公開請求は対象文書の量が膨大になるケースが生じ得るが、保有個人情報の開示請求では、そのような事態が生じることは少ないと想定される中で、情報公開条例における公開決定等の期限よりも長い期限とすることに妥当性がない。

(4) 関係条文

<改正法第108条>

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

<国のガイドライン (7-6) >

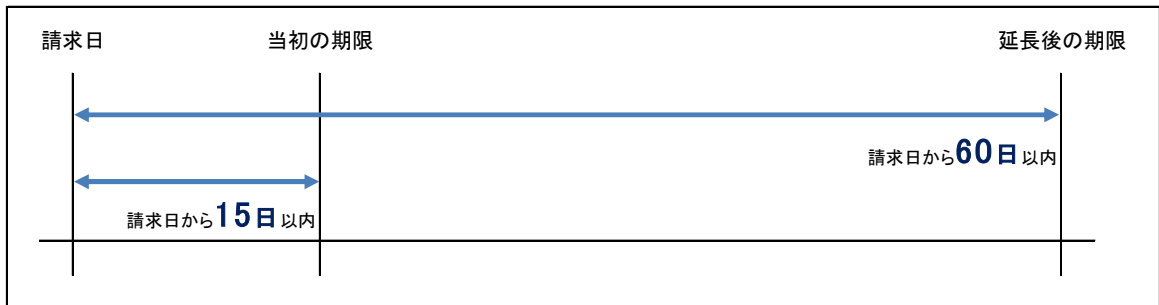
【条例で定めることが想定される事例】

・開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

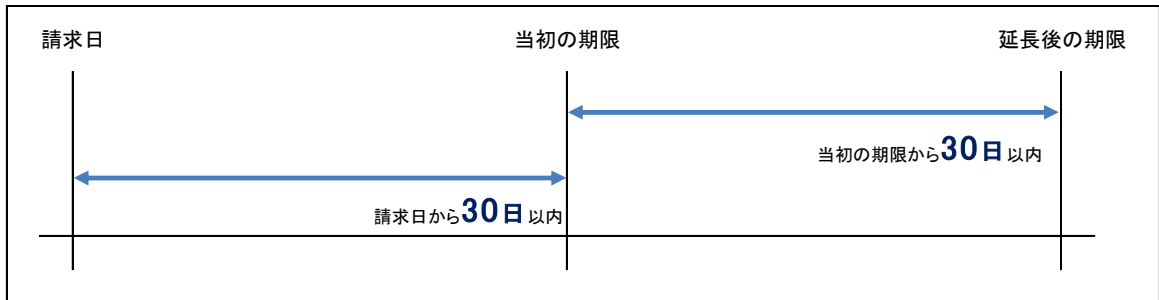
(5) 「開示決定等の期限」 改正法と現行条例との比較

	改正法	現行条例	(参考)情報公開条例
開示決定等の期限	請求があった日から <u>30日以内</u>	請求があった日から <u>15日以内</u>	請求があった日から 15日以内
事務処理上の困難その他 正当な理由があるときの 期限	30日以内に限り延長 可	請求があった日から 60日を限度として延 長可	請求があった日から 60日を限度として延 長可
著しく大量であるため、 事務の遂行に著しい支障が 生ずるおそれがある場合	相当の部分につき60日 以内に決定をし、残りにつ いては相当の期間内		相当の部分につき60日 以内に決定をし、残りにつ いては相当の期間内

■現行



■改正法施行後（条例で期限の特例を定めない場合）



4 - < 3 > 手続に関する規定 【制度の運用状況の取りまとめ・公表】

(1) 協議内容

個人情報保護制度の運用状況について、個人情報保護委員会による取りまとめ・公表とは別に、市として取りまとめ、公表するかどうか。

(2) 現行

情報公開制度と個人情報保護制度について、それぞれの条例に基づき、毎年度、運用状況（開示請求等の件数・内容、開示の実施状況、運営審議会の開催状況等）を取りまとめ、市ホームページや広報紙により公表するとともに、概要を告示している。

また、市議会の全議員に対しても資料提出しているところである。

(3) 事務局案

結論	従来どおり、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することとする。
理由	○ 個人情報保護委員会が公表する内容がどの程度の内容となるのか、現時点では分からないものの、運営審議会への意見聴取の機会が減少することが見込まれる中（後述参照）で、現行と同じ運用を維持するため、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表する。 ○ 情報公開制度との整合を図る。

(4) 関係条文

<改正法第165条>

- 1 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

<国のガイドライン（11）>

単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

<現行条例第36条>

市長は、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示及び訂正等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

<加須市情報公開条例第27条>

市長は、毎年度、この条例の規定による行政情報の公開の実施状況を公表するものとする。

5 審議会等への諮問に関する規定

(1) 協議内容

個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であるときに、審議会等に諮問することを可能とするための規定を定めるかどうか。

(2) 現行

現行条例の規定に基づき、個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置のうち重要と認めるものについては、加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

(3) 事務局案

結論	「審議会※への諮問」を可能とする規定を定めることとする。 ※「審議会」or「審査会」のいずれにするかは、後述の見直しの検討結果による。
理由	○ 今後、本市が実施する個人情報の取扱いに関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要となった場合、速やかに審議することができるようにするため、あらかじめ条例に根拠規定を定めておく。

(4) 関係条文

<改正法第129条>

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

<国のガイドライン(9-4)>

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

(5) 今後、諮問することが見込まれる案件(例)

- 条例の制定・改廃に関すること。
- 個人情報の漏えい等の重大な事故が発生した場合の検証・再発防止等に関すること。
- 情報公開制度、個人情報保護制度に係る新たな運用や重要な事務改善に関すること。等

IV 協議事項 ③

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直し

(1) 協議内容

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下審議会）という。）を存続するか、加須市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に統合するか。

(2) 現行

ア 審議会

本市では、情報公開条例や個人情報保護条例等に基づき、各制度の運用に当たり、個別の事案について審議会の意見を聴く必要があるものについて、その都度審議会に諮問するとともに、条例等の定めにより報告をすることとしている項目を報告するため、審議会を設置し、運営している。

イ 審査会

情報公開請求に係る非公開決定や個人情報開示請求に係る不開示決定に対し、不服がある請求者からの審査請求事件を審査するため、審査会を設置し、運営している。

(3) 今後の審議会の運営に当たっての留意事項

<国のガイドライン（9-4）>

- 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。
- 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等へ諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。
- なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

従来の審議会による審議案件のほとんどは、個人情報の保護を適正に行うため、個人情報保護条例に基づき、審議会の意見を聴くことが必要であったものである。

改正法の施行後は、個別の案件について、審議会の意見を聴くことを実施の要件とすることを規定する条例を定めてはならないとされているため、これまで審議会が担任してきた事務の多くが廃止され、審議会の事務量が大幅に減少することが見込まれる。

そのため、審議会を単独の機関として引き続き存続させるか否かを含め、本市の個人情報保護制度における諮問機関を今後どのように構成すべきか、その在り方を検討する必要がある。

(4) 審議会への諮問・報告事項一覧 直近5年間

■ア 情報公開制度

No.	項目	区分	頻度	備考
①	事務改善に必要な措置	諮問	実績なし	重要事項は必須

■イ 個人情報保護制度

No.	項目	区分	頻度	備考
②	要配慮個人情報の収集	諮問	実績なし	要件
③	個人情報の本人以外からの収集	諮問	実績なし	要件
④	個人情報の本人以外からの収集の通知	諮問	実績なし	要件
⑤	個人情報取扱事務届出	報告	毎年数件	必須
⑥	目的外利用又は外部提供	諮問	毎年数件	要件
⑦	目的外利用又は外部提供の通知	諮問	実績なし	要件
⑧	コンピュータの外部接続	諮問	毎年数件	要件
⑨	コンピュータの外部接続停止等の措置	諮問	実績なし	案件が発生した場合
⑩	コンピュータの外部接続停止等の措置の事後	報告	実績なし	案件が発生した場合
⑪	個人情報を取り扱う事務の委託	諮問	毎年数件	必須
⑫	個人情報を取り扱う事務の指定管理業務	諮問	実績なし	必須
⑬	遺族の範囲	諮問	実績なし	必要に応じて
⑭	開示請求の不開示決定	諮問	実績なし	要件
⑮	期間経過後の開示	諮問	実績なし	案件が発生した場合
⑯	苦情の申出に対する措置	諮問	実績なし	必要に応じて
⑰	事務改善に必要な措置	諮問	実績なし	重要事項は必須

※改正法の施行後において実施できるもの…⑤（本市では実施しない予定）、⑰のみ

■ウ 特定個人情報保護評価制度

No.	項目	区分	頻度	備考
⑱	重点項目評価	諮問	年1回	評価・公表は法定事項
⑲	基礎項目評価	報告	年1回	審議会への諮問等は任意

■エ 住民基本台帳事務制度

No.	項目	区分	頻度	備考
⑳	住基ネットに係る個人情報処理状況	報告	年1回	必須
㉑	不適正利用等に対する措置	諮問	実績なし	案件が発生した場合
㉒	不適正利用等に対する措置の事後	報告	実績なし	案件が発生した場合

(5) 見直し案

A 案	審議会を廃止し、審査会に統合する。					
			審議会		審査会	
			現行	見直し後	現行	見直し後
	審査請求に関する事項	—	—	●	●	
	従来 of 諮問事項	●	×	—	—	
特に諮問が必要な事項	●	×	—	●		
報告事項	●	×	—	×(※)		
(※) 審議会への報告事務は廃止し、HP での公表に替える						
B 案	審議会を存続させる。					
			審議会		審査会	
			現行	見直し後	現行	見直し後
	審査請求に関する事項	—	—	●	●	
	従来 of 諮問事項	●	×	—	—	
特に諮問が必要な事項	●	●	—	—		
報告事項	継続する場合	●	●	—	—	
	継続しない場合	単なる報告は、HP での公表に替える				

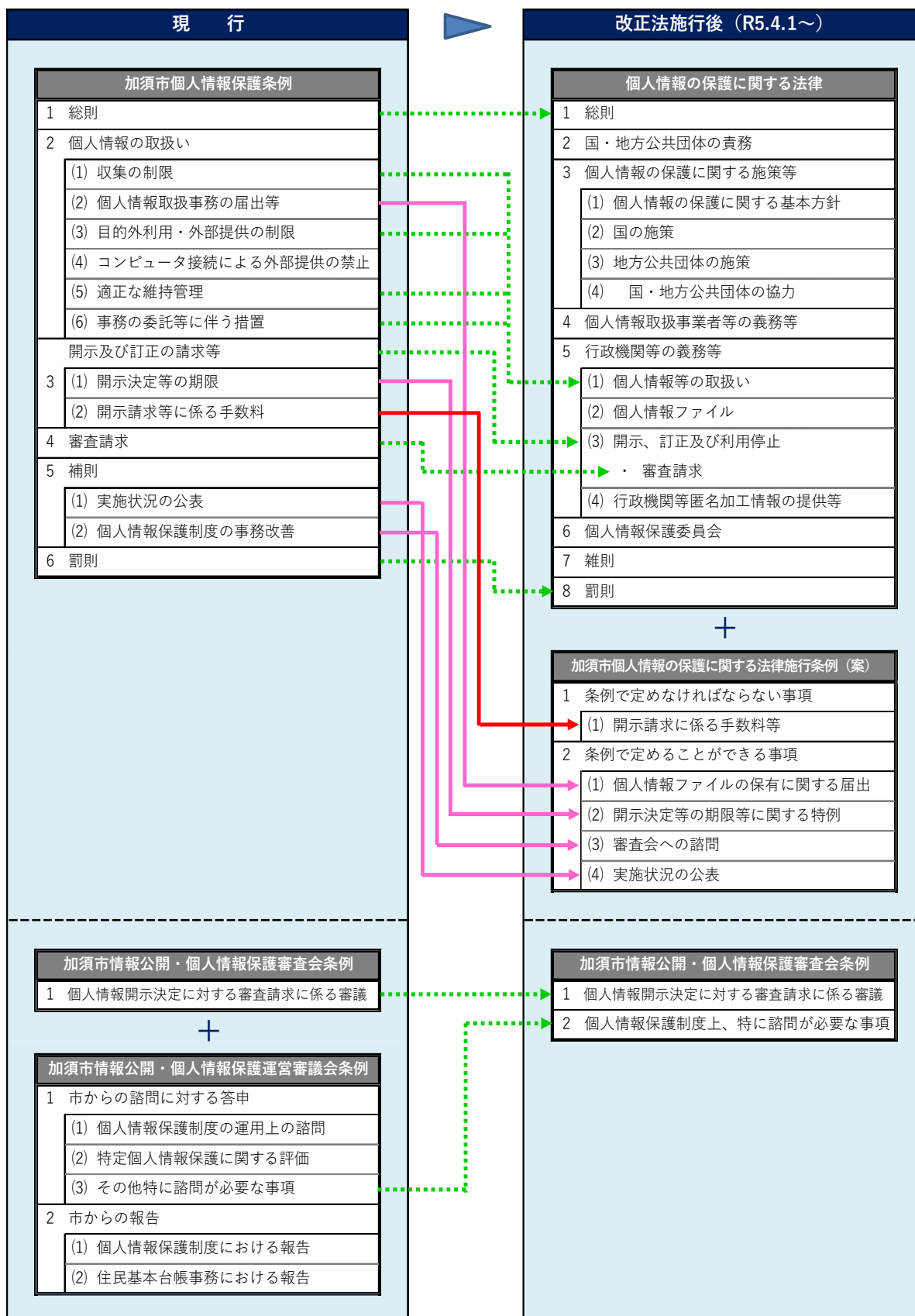
	効果	課題
A 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の担当事務量が少ないという課題の解消 ・ 審議会委員の負担がなくなる ・ 審査会委員の負担は大きくは変わらない ・ 事務効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が意見を述べる機会の減少
B 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が意見を述べる機会の確保 ・ 審査会委員の負担は全く変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来 of 報告事務を継続した場合、議事は、報告案件が中心となる ・ 従来 of 報告事務を継続せず、HP での公表に替えた場合、議事は、特に必要な諮問（数年に1度）のみとなる ・ いずれにしても担当事務量が少なく、単独の機関として存続する実益が乏しい

(6) 事務局案

結論	<ul style="list-style-type: none">・見直し案のうち、A案（審議会を廃止→審査会に統合）を採用する。・また、従来の報告事務についても、市へのホームページでの公表に替え、統合後の審査会への報告は不要とする。
理由	<ul style="list-style-type: none">○ 審査会の委員は、弁護士を中心に構成されており、個人情報の保護に関し必要な知識・見識を十分に有していることから、特に諮問することが必要となった場合においても、従来の審議会と同様、市の諮問に対し、適切に対応していただくことができる。○ 改正法の施行に伴い、審議会への諮問事項は、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要である場合に限られるが、当該諮問を行う頻度は実績としては非常に少なく（数年に1回あるかないか）、今後も同様と想定している。<ul style="list-style-type: none">※ 審査会の所掌事務は増加するが、その頻度を踏まえ、審査会委員の非常勤特別職としての報酬（会長：24,000円/日 委員：20,000円/日）は現行どおりとする。○ 報告事務については、法定事項ではなく、市の裁量の範囲で実施しているところであり、審議会又は審査会への報告に替えて、市のホームページでの公表を行うことで、制度の運用において透明性を確保することができる。○ 報告事務を継続した場合でも、今後の事務の中心が単なる報告を聞くことだけとなり、そのためだけに審議会を設けておく実益が乏しい。○ 報告を聞くためだけに会議に参加することは、委員の負担に対して、会議実施の効果が少ない。

V 個人情報保護制度に係る規律の体系

- 本市における個人情報保護制度に係る規律の構成について、「現行」と「改正法施行後」を比較すると次の体系表のとおりとなる（政令・省令、市規則の記載は省略）。



加須市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報ファイルの保有に関する届出)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、規則で定める個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが規則で定める個人情報ファイルに該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対してその旨を届け出なければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該電磁的記録を複製したもの又は出力したものの交付を含む。）により受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示決定等の期限等に関する特例)

第5条 実施機関が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をする場合に

(案)

における法第83条第1項、第94条第1項及び第102条第1項の規定の適用については、これらの規定中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第84条、第95条及び第103条の規定の適用については、これらの規定中「同条第1項」とあるのは「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年加須市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、加須市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年加須市条例第11号）第1条に規定する加須市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示及び訂正等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(加須市個人情報保護条例及び加須市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の廃止)

2 加須市個人情報保護条例（平成22年加須市条例第10号）及び加須市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成22年加須市条例第12号）は、廃止する。

(加須市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係るこの条例による廃止前の加須市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第12条第2項若しくは第3項の

(案)

規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第5号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者の行う業務のうち、公の施設の管理を通じて取得した旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第23条第3項において準用する場合を含む。）又は第23条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示及び訂正等については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(案)

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

8 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(加須市情報公開条例等の一部改正)

9 加須市情報公開条例(平成22年加須市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「加須市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「加須市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

10 加須市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)を「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年加須市条例第 号)」に改め、「保護条例」という。)」の次に「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を加え、「審査請求について審査するため、公開条例第19条第1項及び保護条例第30条第1項に規定する」を「調査審議するため、」に改める。

第18条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「審査会は、」の次に「第3条第1号に規定する」を加え、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の見出し中「調査審議」を「第3条第1号の規定による調査審議」に改め、同条中「審査会の」を「第3条第1号の規定により審査会が」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第7条第3項」を「第8条第3項」に、「第9条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条第1項本文」

(案)

を「第9条第1項本文」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「実施機関」の次に「(第3条第1号に規定する諮問をした実施機関に限る。以下同じ。)」を加え、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1号中「保護条例第2条第1号」を「保護条例第2条第1項」に改め、同条第2条第2号中「及び保護条例第2条第4号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 公開条例第19条第1項及び個人情報保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項並びに加須市議会個人情報保護条例(令和 年加須市条例第 号)第 条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 公開条例第26条第2項及び保護条例第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

11 加須市特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年加須市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中32の項を削り、33の項を32の項とし、34の項から58の項までを1項ずつ繰り上げる。

12 次に掲げる条例の規定中「加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(1) 加須市北川辺郷土資料館条例(平成22年加須市条例第93号)第13条第3号

(2) 加須市市民総合会館条例(平成22年加須市条例第110号)第20条第3号

(3) 加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園条例(平成22年加須市

(案)

条例第143号) 第17条第1項

(4) 加須市健康ふれあいセンター条例(平成22年加須市条例第155号) 第17条第1項

(5) 加須市グリーンファーム加須条例(平成22年加須市条例第166号) 第22条第3号

(6) 加須市ライスセンター条例(平成22年加須市条例第174号) 第13条第3号

(7) 加須市北川辺ライスパーク条例(平成22年加須市条例第175号) 第15条第3号

(8) 加須市文化・学習センター条例(平成24年加須市条例第36号) 第23条第3号

(9) 加須市加須未来館条例(平成24年加須市条例第38号) 第21条第3号

(10) 加須市立体育館条例(平成24年加須市条例第39号) 第21条第3号

(11) 加須市立利根川こども館条例(平成24年加須市条例第52号) 第19条第3号

(12) 加須市道の駅かぞわたらせ条例(令和元年加須市条例第25号) 第19条第3号

13 加須市住民基本台帳事務に係る個人情報の保護に関する条例(平成22年加須市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(処理状況の公表)」に改め、同条中「1回以上、加須市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第7条第2項中「、あらかじめ審議会の意見を聴いて」を削り、同条第3項後段を削る。

(案)

加須市個人情報保護に関する法律施行条例 新旧対照表

資料 4-C

【附則第9項関係】

改 正 後	現 行
<p>加須市情報公開条例 第1条～第25条 略 (制度に関する事務の改善等) 第26条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ効率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する措置のうち重要であると認めるものについては、別に定める<u>加須市情報公開・個人情報保護審査会</u> の意見を聴かなければならない。</p> <p>第27条・第28条 略</p>	<p>加須市情報公開条例 第1条～第25条 略 (制度に関する事務の改善等) 第26条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ効率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する措置のうち重要であると認めるものについては、別に定める<u>加須市情報公開・個人情報保護運営審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第27条・第28条 略</p>

【附則第10項関係】

改正後	現行
<p>加須市情報公開・個人情報保護審査会条例 (設置)</p> <p>第1条 加須市情報公開条例(平成22年加須市条例第9号。以下「公開条例」という。)及び<u>加須市個人情報情報の保護に関する法律施行条例(令和4年加須市条例第 号。以下「保護条例」という。)</u>並びに<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定に基づき、実施機関の諮問に応じ、<u>調査審議するため、</u><u>加須市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 公開条例第2条第1号及び<u>保護条例第2条第1項</u>に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 行政情報 公開条例第2条第2号<u>に規定する行政情報をいう。</u> <u>(所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>公開条例第19条第1項及び個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項並びに加須市議会個人情報保護条例(令和 年加須市条例第 号)第 条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>公開条例第26条第2項及び保護条例第6条の規定による諮問に</u></p>	<p>加須市情報公開・個人情報保護審査会条例 (設置)</p> <p>第1条 加須市情報公開条例(平成22年加須市条例第9号。以下「公開条例」という。)及び<u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号</u><u>以下「保護条例」という。)</u><u>の規定に基づき、実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため、公開条例第19条第1項及び保護条例第30条第1項に規定する加須市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 公開条例第2条第1号及び<u>保護条例第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 行政情報 公開条例第2条第2号<u>及び保護条例第2条第4号</u>に規定する行政情報をいう。</p> <p>[新設]</p>

改 正 後	現 行
<p><u>応じ、調査審議すること。</u></p> <p><u>第4条～第7条 略</u> (調査権限)</p> <p><u>第8条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関 (<u>第3条第1号に規定する諮問をした実施機関に限る。以下同じ。</u>) に対し、審査請求のあった公開決定等、開示決定等及び訂正決定等に係る行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の開示を求めることができない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>第9条・第10条 略</u> (委員による調査手続)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第8条第1項</u>の規定により提示された行政情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>第9条第1項本文</u>の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p><u>第12条</u> 審査会は、<u>第8条第3項</u>若しくは第4項又は<u>第10条</u>の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p><u>第3条～第6条 略</u> (調査権限)</p> <p><u>第7条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関 <u>に対し、審査請求のあった公開決定等、開示決定等及び訂正決定等に係る行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の開示を求めることができない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>第8条・第9条 略</u> (委員による調査手続)</p> <p><u>第10条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第7条第1項</u>の規定により提示された行政情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>第8条第1項本文</u>の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、<u>第7条第3項</u>若しくは第4項又は<u>第9条</u>の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>

改 正 後	現 行
<p>2・3 略 (<u>第3条第1号の規定による調査審議の非公開</u>)</p> <p><u>第13条 第3条第1号の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>第14条 略</u> (答申書の送付等)</p> <p><u>第15条 審査会は、<u>第3条第1号に規定する</u>諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> (守秘義務)</p> <p><u>第16条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</u></p> <p><u>第17条・第18条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第19条 第16条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>2・3 略 (調査審議 <u>の非公開</u>)</p> <p><u>第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>第13条 略</u> (答申書の送付等)</p> <p><u>第14条 審査会は、<u>諮問</u>に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> (守秘義務)</p> <p><u>第15条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</u></p> <p><u>第16条・第17条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>

【附則第11項関係】

改正後		現行					
加須市特別職職員で非常勤のもの 報酬及び費用弁償に関する条例 本則・附則 略 別表（第2条、第3条関係）		加須市特別職職員で非常勤のもの 報酬及び費用弁償に関する条例 本則・附則 略 別表（第2条、第3条関係）					
職名	区分	報酬額	日額旅費		普通旅費		
			車賃(1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
1～31 略							
[削る]	情報公開・会長 個人情報保 護運営審議委員 会	日額 7,600円	1,200円		37円	2,600円	14,400円
			日額 6,700円				
33～58 略							

【附則第12項第1号関係】

改正後	現行
<p>加須市北川辺郷土資料館条例 第1条～第12条 略 (管理の基準等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 資料館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第14条～第19条 略</p>	<p>加須市北川辺郷土資料館条例 第1条～第12条 略 (管理の基準等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 資料館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第14条～第19条 略</p>

【附則第12項第2号関係】

改 正 後	現 行
<p>加須市市民総合会館条例 第19条 略 (管理の基準等)</p> <p>第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に市民交流プラザ等の運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民交流プラザ等の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第21条～第26条 略</p>	<p>加須市市民総合会館条例 第19条 略 (管理の基準等)</p> <p>第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に市民交流プラザ等の運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民交流プラザ等の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第21条～第26条 略</p>

【附則第12項第3号関係】

改正後	現行
<p>加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園条例 第16条 略 (個人情報の保護)</p> <p>第17条 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、あけぼの園の管理を通じて取得した個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者の行う業務のうち個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>第18条 略</p>	<p>加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園条例 第16条 略 (個人情報の保護)</p> <p>第17条 指定管理者は、<u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、あけぼの園の管理を通じて取得した個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者の行う業務のうち個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>第18条 略</p>

【附則第12項第4号関係】

改正後	現行
<p>加須市健康ふれあいセンター条例 第16条 略 (個人情報の保護)</p> <p>第17条 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、センターの管理を通じて取得した個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者の行う業務のうち個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>第18条 第23条 略</p>	<p>加須市健康ふれあいセンター条例 第16条 略 (個人情報の保護)</p> <p>第17条 指定管理者は、<u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、センターの管理を通じて取得した個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者の行う業務のうち個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>第18条 第23条 略</p>

【附則第12項第5号関係】

改正後	現行
<p>加須市グリーンファーム加須条例 第1条～第21条 略 (管理の基準等)</p> <p>第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にグリーンファームの運営を行うこと。</p> <p>(2) グリーンファームの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第23条～第28条 略</p>	<p>加須市グリーンファーム加須条例 第1条～第21条 略 (管理の基準等)</p> <p>第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にグリーンファームの運営を行うこと。</p> <p>(2) グリーンファームの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第23条～第28条 略</p>

【附則第12項第6号関係】

改正後	現行
<p>加須市ライスセンター条例 第12条 略 (管理の基準等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。</p> <p>(2) センターの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第14条～第19条 略</p>	<p>加須市ライスセンター条例 第12条 略 (管理の基準等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。</p> <p>(2) センターの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第14条～第19条 略</p>

【附則第12項第7号関係】

改正後	現行
<p>加須市北川辺ライスパーク条例 第14条 略 (管理の基準等)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にライスパークの運営を行うこと。</p> <p>(2) ライスパークの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第16条～第21条 略</p>	<p>加須市北川辺ライスパーク条例 第14条 略 (管理の基準等)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にライスパークの運営を行うこと。</p> <p>(2) ライスパークの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第16条～第21条 略</p>

【附則第12項第8号関係】

改正後	現行
<p>加須市文化・学習センター条例 第1条～第22条 略 (管理の基準等)</p> <p>第23条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。</p> <p>(2) センターの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第24条～第30条 略</p>	<p>加須市文化・学習センター条例 第1条～第22条 略 (管理の基準等)</p> <p>第23条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。</p> <p>(2) センターの維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第24条～第30条 略</p>

【附則第12項第9号関係】

改正後	現行
<p>加須市加須未来館条例 第1条～第20条 略 (管理の基準等)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に未来館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 未来館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第22条～第27条 略</p>	<p>加須市加須未来館条例 第1条～第20条 略 (管理の基準等)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に未来館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 未来館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第22条～第27条 略</p>

【附則第12項第10号関係】

改正後	現行
<p>加須市立体育館条例 第1条～第20条 略 (管理の基準等)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 体育館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第22条～第28条 略</p>	<p>加須市立体育館条例 第1条～第20条 略 (管理の基準等)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 体育館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>第22条～第28条 略</p>

【附則第12項第11号関係】

改正後	現行
<p>加須市立利根川こども館条例 第18条 略 (管理の基準等)</p> <p>第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に利根川こども館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 利根川こども館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第20条～第25条 略</p>	<p>加須市立利根川こども館条例 第18条 略 (管理の基準等)</p> <p>第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に利根川こども館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 利根川こども館の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第20条～第25条 略</p>

【附則第12項第12号関係】

改正後	現行
<p>加須市道の駅かぞわたらせ条例 第18条 略 (管理の基準等)</p> <p>第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に道の駅の運営を行うこと。</p> <p>(2) 道の駅の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第20条～第25条 略</p>	<p>加須市道の駅かぞわたらせ条例 第18条 略 (管理の基準等)</p> <p>第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に道の駅の運営を行うこと。</p> <p>(2) 道の駅の維持管理を適正に行うこと。</p> <p>(3) <u>加須市個人情報保護条例(平成22年加須市条例第10号)</u>に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>第20条～第25条 略</p>

【附則第13項関係】

改正後	現行
<p>加須市住民基本台帳事務に係る個人情報の保護に関する条例 第1条～第5条 略 <u>(処理状況の公表)</u></p> <p>第6条 市長は、市が管理する電子計算機と市以外の者が管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った本人確認情報及び住民票確認情報の処理状況並びに当該処理により発生した苦情及びその処理の内容について、毎年<u>公表しなければならぬ</u>。</p> <p>(不適正利用等に対する措置)</p> <p>第7条 市長は、本人確認情報及び住民票確認情報の漏えい、改ざん又は不適正な利用により市民の権利利益が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、市民の権利利益が侵害されるときは、市民の個人情報の保護を図るため<u>、本人確認情報及び住民票確認情報の送信の停止その他の必要な措置を講じなければならない</u>。</p> <p>3 市長は、市民の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに当該必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第8条～第12条 略</p>	<p>加須市住民基本台帳事務に係る個人情報の保護に関する条例 第1条～第5条 略 <u>(審議会への報告等)</u></p> <p>第6条 市長は、市が管理する電子計算機と市以外の者が管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った本人確認情報及び住民票確認情報の処理状況並びに当該処理により発生した苦情及びその処理の内容について、毎年<u>1回以上、加須市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない</u>。</p> <p>(不適正利用等に対する措置)</p> <p>第7条 市長は、本人確認情報及び住民票確認情報の漏えい、改ざん又は不適正な利用により市民の権利利益が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、市民の権利利益が侵害されるときは、市民の個人情報の保護を図るため<u>、あらかじめ審議会の意見を聴いて、本人確認情報及び住民票確認情報の送信の停止その他の必要な措置を講じなければならない</u>。</p> <p>3 市長は、市民の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに当該必要な措置を講じなければならない。<u>この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。</u></p> <p>第8条～第12条 略</p>